

## シネプラザALL-Sカード特約

### 第1条（カード名称）

静銀セゾンカード株式会社（以下「当社」という）が静活株式会社（以下「静活」という）と提携して発行するクレジットカードをシネプラザALL-Sカード（以下「本カード」という）と称します。

### 第2条（カードの発行）

お客様が、本特約及び静銀セゾンカード規約を承認し、静活及び当社（以下、あわせて「両社」という）に本カードのご利用のお申込みをされ、両社が本カードのご利用を承諾した方（以下「会員」という）に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

### 第3条（年会費）

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌々月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に静銀セゾンカード規約第7条（弁済金等の支払方法等）(1)①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約又は会員資格を喪失された場合でもお返ししません。

### 第4条（カード規約）

本カードについては、静銀セゾンカード規約及び本特約が適用されます。静銀セゾンカード規約と本特約の両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

### 第5条（本規約の変更等の準用）

静銀セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、静銀セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。